

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示	ページ
地籍調査に関する事業計画(五九一・農山村振興課)……………	1
保安林の指定解除の予定(五九二・由利地域振興局農林部)……………	1
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(五九三・商業貿易室)……………	1
建設業者に対する営業の停止命令(五九四・建設管理課)……………	2
道路の供用開始(五九五・道路課)……………	2
水防警報をする河川の指定(五九六・河川砂防課)……………	2
開発行為に関する工事の完了(五九七・由利地域振興局建設部)……………	3
建築基準法による道路位置の指定(五九八・仙北地域振興局建設部)……………	3
証紙売りさばきの廃止の届出(五九九・会計管財課)……………	3
公 告	4
一般競争入札の実施(総合防災課)……………	4

県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(人事課)……………	4
土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………	5
土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………	5
公安委員会告示	
検定合格者審査の実施(一〇六・生活安全企画課)……………	5
雑踏警備業務に係る検定の実施(一〇七・生活安全企画課)……………	6

告 示

秋田県告示第五百九十一号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十八年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。
 平成十八年七月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 調査を行う者の名称
横手市

(二) 調査地域
横手市金沢中野・増田町亀田・平鹿町浅舞・平鹿町中吉田・雄物川町大沢・十文字町・十文字町仁井田・山内筏字大場沢ほか六十四字

(三) 調査期間
平成十八年五月九日から平成十九年三月三十日まで

(一) 調査を行う者の名称
大館市

秋田県告示第五百九十二号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年七月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 調査地域
大館市早口字大野岱ほか十字

(二) 調査期間
平成十八年五月九日から平成十九年三月三十日まで

(三) 調査を行う者の名称
由利本荘市

(一) 調査地域
由利本荘市大築・滝ノ沢・矢島町川辺・矢島町城内・矢島町荒沢・東由利田代・東由利館合字水上ほか六十一字

(二) 調査期間
平成十八年五月九日から平成十九年三月三十日まで

(三) 調査を行う者の名称
にかほ市

(一) 調査地域
にかほ市

(二) 調査期間
平成十八年五月九日から平成十九年三月三十日まで

森 林 の 所 在 場 所	郡 市 町 村	大 字	字	地 番
	由利本荘市	山 内	松倉沢	一六の一
全 面 積	台 帳 見 込 み (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	保 安 林 面 積 (ヘクタール)	保 安 林 解 除 面 積 見 込 み (ヘクタール)
	五 六 八 六 〇	五 〇 六 八 六 〇	五 〇 六 八 六 〇	〇 〇 二 六 七 四
指 定 の 目 的	な だ れ 防 止	解 除 の 理 由		
		道 路 用 地 と す る た め		

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第五百九十三号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一

項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を

聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十八年七月二十八日 秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ワンダーモール
仙北市角館町上菅沢四百四十二番一外

二 仙北市長の意見

(一) 騒音対策について、送風機は、環境基準等を満たしていても、住民にとっては騒音と感ずる場合もあると考えられるので、増築建物の西側に位置する住宅地付近においては騒音レベルの抑制に十分留意すること。

(二) 悪臭防止対策について、送風機を発生源とする総菜調理やペット等の悪臭が問題になることもあるため、特に住宅地付近において悪臭が発生することのないよう防止対策に留意すること。

(三) 交通安全対策及び渋滞緩和対策について、警察署と十分に協議し、万全を期すこと。特に、桜まつりなどイベント開催中は国道、県道ともに混雑するため、営業にあたっては渋滞緩和に十分留意すること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
仙北市役所 産業観光部 商工課
縦覧期間 平成十八年七月二十八日から同年八月二十八日まで

秋田県告示第五百九十四号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の第五第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年七月二十八日 秋田県知事 寺田典城

一 処分をした年月日
平成十八年七月十三日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
石井工業株式会社
山本郡三種町豊岡金田字堀切三十七番地六
代表取締役 石井弘一
秋田県知事許可（般・特 一六）一〇九二二

三 処分の内容
平成十八年七月二十九日から同年八月二十七日までの間、建設業のすべての営業の停止
四 処分の原因となった事実
石井工業株式会社の元代表取締役が談合の罪で秋田地方裁判所から懲役一年、執行猶予三年の判決を受け、当該判決が確定した。
このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

秋田県告示第五百九十五号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十八年七月二十八日 秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百五号	大仙市内小友字中伊岡三〇九番三から山根二二四番一まで

二 供用開始の期日 平成十八年七月三十一日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年七月二十八日から同年八月十日まで

(二) 秋田県告示第五百九十六号
水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項の規定により、知事が水防警報をする河川を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。
水防警報をする河川の指定（昭和三十五年秋田県告示第五百十号）は、廃止する。
平成十八年七月二十八日 秋田県知事 寺田典城

河川名	指定区間
米代川	(左岸) 鹿角市八幡平字長嶺地先熊沢川合流点から大館市比内町扇田字本道端七十七番地先まで

大湯川	(左岸) 鹿角市十和田大湯字白山地先安久谷川合流点から同市十和田錦木字赤沢地先米代川合流点まで (右岸) 鹿角市十和田大湯字荒瀬地先安久谷川合流点から同市十和田瀬田石字赤森地先米代川合流点まで
小坂川	(左岸) 鹿角郡小坂町小坂字余路米地先古遠部川合流点から鹿角市十和田毛馬内字下川原地先大湯川合流点まで (右岸) 鹿角郡小坂町小坂字小又地先古遠部川合流点から鹿角市十和田瀬田石字塚ノ越地先大湯川合流点まで
阿仁川	(左岸) 北秋田市五味堀字倉ノ台地先小様川合流点から能代市二ツ井町麻生字下田平地先米代川合流点まで (右岸) 北秋田市五味堀字大岱地先小様川合流点から能代市二ツ井町麻生字下田平地先米代川合流点まで
藤琴川	(左岸) 山本郡藤里町藤琴字中嶋地先小比内川合流点から能代市二ツ井町荷上場字下中島地先米代川合流点まで (右岸) 山本郡藤里町藤琴字出戸小比内地先小比内川合流点から能代市二ツ井町荷上場字柳生地先米代川合流点まで
長木川	(左岸) 大館市茂内字鬼ヶ台地先一の渡橋から同市立花地先米代川合流点まで (右岸) 大館市茂内字和田表地先一の渡橋から同市立花地先米代川合流点まで
太平川	(左岸) 秋田市太平山谷字鳩ノ鳥地先地主橋から同市茨島二丁目地先旭川合流点まで (右岸) 秋田市太平山谷字地主地先地主橋から

<p>役内川</p> <p>(左岸) 湯沢市秋ノ宮字小淵ケ沢地先川井橋から同市下院内字上落合地先雄物川合流点まで (右岸) 湯沢市秋ノ宮字ヘクリ地先川井橋から同市横堀字上柴田地先雄物川合流点まで</p>	<p>横手川</p> <p>(左岸) 横手市本郷町地先本郷橋から大仙市藤木字西八圭地先雄物川合流点まで (右岸) 横手市大沢字西野地先本郷橋から大仙市藤木字大保地先雄物川合流点まで</p>	<p>丸子川</p> <p>(左岸) 仙北郡美郷町六郷東根字上関田地先堤防地点から大仙市大曲西根字中寺野地先雄物川合流点まで (右岸) 仙北郡美郷町六郷東根字上関田地先堤防地点から大仙市花館字下竹花下川原地先雄物川合流点まで</p>	<p>岩見川</p> <p>(左岸) 秋田市河辺岩見字岩見地先野崎新橋から同市四ツ小屋字御野場地先雄物川合流点まで (右岸) 秋田市河辺岩見字萱森留見瀨地先野崎新橋から同市四ツ小屋字御野場地先雄物川合流点まで</p>	<p>旭川</p> <p>(左岸) 秋田市添川字境内川原地先添川橋から同市榑山川口境地先旧雄物川合流点まで (右岸) 秋田市添川字境内川原地先添川橋から同市旭南三丁目地先旧雄物川合流点まで</p>	<p>草生津川</p> <p>(左岸) 秋田市外旭川字幕台地先一本木橋から同市川尻町字大川反地先旧雄物川合流点まで (右岸) 秋田市上新城中字南波掛地先一本木橋から同市川尻町字大川反地先旧雄物川合流点まで</p>	<p>芋川</p> <p>(左岸) 由利本荘市小栗山字板橋地先新見岫橋から同市川口字下高蒲崎地先吉川合流点まで (右岸) 由利本荘市小栗山字見岫野地先新見岫橋から同市川口字下高蒲崎地先吉川合流点まで</p>	<p>馬場目川</p> <p>(左岸) 南秋田郡五城目町馬場目字坊井地地先堤防地点から同町大川大川字シナ田地先八郎瀧調整池まで (右岸) 南秋田郡五城目町馬場目字川台地先堤防地点から同郡八郎瀧町一日市地先八郎瀧調整池まで</p>	<p>三種川</p> <p>(左岸) 山本郡三種町上岩川字黒森地先大荒</p>	<p>申請者の住所及び氏名</p> <p>大仙市大曲飯田町十九番十号</p>	<p>道路の位置の指定箇所</p> <p>大仙市福田町九番一、九番二地先</p>	<p>道路の幅員</p> <p>四メートル</p>	<p>秋田県告示第五百九十九号</p> <p>秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七号</p>	<p>第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。</p>	<p>平成十八年七月二十八日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p>
<p>秋田県告示第五百九十七号</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十八年五月二十六日付け指令由建 三百八十三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成十八年七月二十八日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p> <p>一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 秋田市寺内字神屋敷二百九十五番地三十七 トヨタカーラ秋田株式会社 代表取締役 伊藤 哲之</p> <p>二 開発区域に含まれる地域の名称 由利本荘市薬師堂字細野百四十四番、百四十五番、百四十七番、百四十九番、字芝取場二十二番一、二十三番一、二十四番一、百四十三番一、百三十五番一、百三十六番、百三十七番、百四十四番、百四十五番及び百四十六番一</p> <p>秋田県告示第五百九十八号</p> <p>建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十八年七月二十八日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p> <p>沢川合流点から同町久米岡新田字吉崎地先東部承水路まで (右岸) 山本郡三種町上岩川字黒森地先大荒沢川合流点から同町富岡新田字西大森淵地先東部承水路まで</p>														

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名
仙北市角館町下中町二十三 亀谷 庄右衛門

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、
公告する。
平成十八年七月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 調達する役務の名称及び数量
 - (二) 災害時情報伝達システム整備委託 一式
 - (三) 調達案件の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
- 二 入札に付する事項
 - (一) 入札に付する事項
 - (一) 調達する役務の名称及び数量
 - (二) 災害時情報伝達システム整備委託 一式
 - (三) 調達案件の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (二) 入札に付する事項
 - (一) 入札に付する事項
 - (一) 調達する役務の名称及び数量
 - (二) 災害時情報伝達システム整備委託 一式
 - (三) 調達案件の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (二) 入札に付する事項
 - (一) 調達する役務の名称及び数量
 - (二) 災害時情報伝達システム整備委託 一式
 - (三) 調達案件の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。

平成十八年八月七日(月)から同月十一日(金)までの
午前九時から午後五時までとする。

提出場所

郵便番号〇一〇 八五七二 秋田市山王三丁目一番一号
秋田県知事公室総合防災課防災情報推進班(電話番号〇一八 八六〇 四五六七)

- (一) 競争入札参加資格の確認の時期
平成十八年八月十六日(水)
- (二) 競争入札参加資格の確認の結果の通知
競争入札参加資格の確認の結果は、書面により申請者に通
知する。
- (三) 競争入札参加資格の確認の結果の通知
競争入札参加資格の確認の結果は、書面により申請者に通
知する。

競争入札参加資格の確認を受けられなかった者に対する理
由の説明

- (一) 競争入札参加資格の確認を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、平成十八年八月十八日(金)までに説明を求め旨を記載した書面を(一)四に掲げる場所に提出しなければならない。
- (二) 説明を求めた者に対しては、平成十八年八月二十三日(水)までに書面等により回答する。

四 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
三(一)四に同じ。
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年七月三十一日(月)から八月十一日(金)までの期間、随時交付する。

五 入札執行の日時及び場所

平成十八年八月二十五日(金)午後二時 秋田県庁第二庁舎
四階災害対策本部長室

六 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十二条から第百六十三条までに規定するところによる。

七 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

秋田県規則第百六十六条に規定するところによる。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

- (四) その他
詳細は、入札説明書による。

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年七月二十八日

入札に付する物件の所在地、面積等
秋田県知事 寺 田 典 城

所在地	地目等	面積 (㎡)	予定価格 (円)
仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二番二二八	山林	六七、六一五・〇〇	四八、八〇〇、〇〇〇
	建物	八四	五六八・〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

場 所	期 間
秋田県総務企画部人事課 (電話〇一八 八六〇 一〇四九)	平成十八年七月二十八日(金)から同年八月八日(火)まで (土曜日及び日曜日を除く)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

場 所	日 時
秋田県出納局会計管財課入札室	平成十八年八月二十八日(月) 午後一時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (二) 法人の場合
印鑑及び登記事項証明書

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 その他

- (一) 物件の説明を平成十八年八月十八日(金)午後一時三十分から物件の所在地で行う。
- (二) 温泉の供給については、仙北市温泉条例(平成十七年条例第百八十四号)の規定に基づき、新たに許可を受けなければならないものであること。
- (三) 詳細に関しては、秋田県総務企画部人事課福利厚生班(電話〇一八 八六〇 一〇四九)に照会のこと。

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、合川町土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年七月二十八日

秋田県知事 寺田 典城
 退任理事の住所及び氏名
 北秋田市川井字屋布庄五十八番地 佐藤 昌明

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、左手子土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年七月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

一 就任理事の住所及び氏名

秋田市雄和左手子字前谷地百二十八番地	佐々木 良英
〃 〃 〃 字上野六十八番地	佐々木 一男
〃 〃 〃 字清水下百三十一番地	佐々木 謙一
〃 〃 〃 字上野六十四番地の一	佐々木 正
〃 〃 〃 字清水下五十三番地	佐々木 卓司
〃 〃 〃 字白川袋六十四番地	佐々木 謙明
就任理事の住所及び氏名	
秋田市雄和左手子字上野百五十七番地	佐々木 悦美
〃 〃 〃 字白川袋六十一番地	佐々木 謙徳

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第106号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査(以下「検定合格者審査」という。)を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第9条に基づき、公示する。

平成18年7月28日

秋田県公安委員会委員長 大 沢 宏 道

1 検定合格者審査の種類及び実施日時

警備業務の種類別	実施日時
空港保安警備業務1級	
空港保安警備業務2級	平成18年9月7日(木) 午前9時から午後零時まで
交通誘導警備業務1級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務1級	
施設警備業務2級	

貴重品運搬警備業務1級	平成18年9月7日(木) 午後2時から午後5時まで
貴重品運搬警備業務2級	

2 実施場所

秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

3 定員

各検定合格者審査ともに15人とする。

(先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。)

4 対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)の規定による検定(以下「旧検定」という。)の空港保安警備、交通誘導警備、施設警備、貴重品運搬警備に係る1級又は2級に合格した者(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

5 申請手続

(1) 受付期間

平成18年8月7日(月)から同月11日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類等

ア 検定審査申請書 1通

イ 審査申請書を提出する前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1枚

ウ 旧検定規則第8条の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の写し 1通

ただし、秋田県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている場合において、住所地を管轄する警察署に申請するときは、住所地を疎明する資料(住民票の写し、運転免許証の写し等) 営業所を管轄する警察署に申請するときは、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書等)を添付すること。

(4) その他

検定審査申請書の提出は、申請者本人又は営業所従業員等によることとする。

6 手数料

4,700円

検定審査申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定審査申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定合格者審査を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

7 その他

(1) 検定合格者審査に際しては、筆記用具及び運動靴（内履き）を持参すること。

(2) 検定合格者審査当日は、開始30分前から受け付けを開始するので、申請者は、旧検定合格証を係員に示して受け付けを終えること。

(3) 検定合格者審査について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話018-863-1111内線3043、3044）に問い合わせること。

秋田県公安委員会告示第107号

警備法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、公示する。
平成18年7月28日

秋田県公安委員会委員長 大 刈 宏 道

- 1 検定を実施する警備業務の種類及び級
検定規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務に係る2級
- 2 実施日時
平成18年10月31日（火）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
秋田市寺内神屋敷3番1号
秋田県青少年交流センター
- 4 定員
30人（先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。）
- 5 受検資格
(1) 秋田県内に住所を有する者
(2) 秋田県内の営業所に属している警備員
- 6 受検申請手続
(1) 受付期間
平成18年9月11日（月）から同月15日（金）までの午前

9時から午後5時まで

(2) 申請場所

申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 秋田県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）

ウ 秋田県外に住所を有し、秋田県内の営業所に属している警備員にあつては当該営業所に属していることを疎明する書面

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものである）

オ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状

(4) その他

検定申請書の提出は、申請者又はその委託を受けた者によることとする。

7 手数料

13,000円

検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

8 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項。

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

9 その他

(1) 検定当日の受付時間は、午前8時40分から午前9時00分

までとする。

(2) 検定に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

(3) 検定について不明の点は、秋田県警察本部生活安全企画課（電話018-863-1111内線3043、3044）又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

秋 田 県 公 安 委 員 会

秋田県山王七丁目五番二十九号

秋田県公安委員会細川

秋田県公安委員会

秋田県山王七丁目五番二十九号

